

議 事 録

会 議 名	令和7年度第1回三芳町運賃協議分科会
開 催 日 時	令和7年8月7日（木） 11時00分開会 11時26分閉会
開 催 場 所	三芳町役場7階701会議室
主宰者氏名	三芳町運賃協議分科会
出席者	内田委員、田村委員、忽滑谷委員、石川委員
欠席者	なし
オブザーバー	新井オブザーバー（富士見市 都市整備部 部長）
傍聴人	なし
事務局職員	政策推進室 副室長 政策推進担当 主査
総会次第	1 開 会 2 議 事 （1）三芳町循環ワゴンの運賃について 3 閉 会
結果	・普通旅客運賃は250円（こども120円）とする。 ・旅客が同伴する1歳以上6歳未満の小児について、旅客1人につき1人まで無料とする
配布資料	資料1 三芳町運賃協議分科会委員名簿 資料2 三芳町循環ワゴンの運賃設定について 資料3 三芳町循環ワゴン実証運行運賃に関する意見募集結果 資料4 一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送許可に伴う運賃及び料金設定届 資料5 循環ワゴンコース図及び停留所位置 参考資料1 運賃協議分科会について 参考資料2 三芳町運賃協議分科会設置要綱 参考資料3 一般乗用旅客自動車運送事業における乗合旅客運送の運送約款
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果

	<p>1 開会 本日、新井オブザーバーは欠席でございますが、今回の議事につきまして、ご意見がないことを確認しております。</p> <p>2 議事 第1号議案 三芳町循環ワゴンの運賃について (第1号議案について、事務局より説明を行った。)</p>
委員	資料2の4適用方法の(2)のところで、「旅客が同伴する1歳以上小学生未満の幼児については、旅客1人につき2人までが無料となります。」と記載があるが、資料4では「～1人まで無料となります。」という記載になっている。資料3では原案の通り対応しますということで2人のままになるかと思うが、この違いはどう考えているか。
事務局	意見公募をした際は、こちらの旅客1人につき2人までが無料として公募をした。運輸局にすでに届出している標準約款では旅客1人につき1人までが無料としており、齟齬が発生してしまっている。事務局としては、標準約款に従い、協議運賃の申請について、旅客1人につき1人を無料としたいと考えている。委員の皆様のご意見を伺いたい。
委員	まず標準約款について差し替えることも可能である。資料3については、ホームページ等で公表するのか。
議長	公開する予定である。
委員	旅客1人につき1人として申請するなら、意見募集結果の下部に変更した経緯を追記した方が、誤解を招かないものとする。
議長	変更経緯について資料3の表下部に枠を作成し追記するという対応していく。文章については、事務局一任でよろしいか。 →異議なし
事務局	記載する文言について、標準約款に沿う形で変更をするという言い方は可能か。
委員	標準約款を使わなければいけないわけではない。
事務局	例えば車両が小さいため、その人に対する経費が大きいという営業面の方での理由付けはどうか。
委員	理由付けをするならば、安全運行のためにはもちろん収益は必ず必要になってくる部分なので、そういった面から検討した結果、旅客1名につき2名ではなく、

	<p>1名の方が適当ではないかという理由が良いかと考える。</p> <p>議長 2点についてお諮りする。運賃の設定については250円（こども120円）とすることよろしいか。 →異議なし 標準約款のとおり、旅客が同伴する1歳以上6歳未満の小児について、旅客1人につき1人まで無料とすることよろしいか。 →異議なし</p> <p>事務局 今回の運賃協議分科会での協議が調ったとして資料4、5について国へ提出する。</p> <p>3 閉会</p>
--	---